

太陽光発電事業計画

太陽光発電事業計画			備考	
情報 太陽光発電事業実施予定者（認定太陽光発電事業実施者）	氏名又は名称		合同会社桜道 1 2	
	代表者	役職	代表社員	
		氏名	ゴンザレス・エンシナス・ラファエル	
	役員	役職	業務執行社員	□別紙あり
		氏名	ドミンゴ、レアル、イグナシオ	
		役職	業務執行社員	
		氏名	オルタ、メンデス、ホルヘ、ルイス	
		住所	(〒106-0031) 東京都港区西麻布三丁目2番9号 サンライズ六本木4C	
法定代理人	氏名			
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の有無（太陽光発電事業実施予定者（認定太陽光発電事業実施者）が法人である場合に記載すること。			<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 □別紙あり	
実施時期 太陽光発電事業の内容及び	太陽光発電事業の名称		田辺中辺路西谷太陽光発電所	
	太陽光発電事業の内容		発電事業に特定する特別目的会社（SPC）として事業を営む。	□別紙あり
	太陽光発電設備の合計出力		495 kW	
	実施時期	造成工事	2020年 11月 1日から2020年 12月 31日まで	
		設置工事	2021年 1月 10日から2021年 4月 10日まで	
発電期間		2021年 4月 11日から2041年 4月 10日まで		
事業廃止		2041年 4月 11日		
事業区域	所在地	田辺市中辺路町西谷字松久保958-3、958-10、958-11	□別紙あり	
	面積	事業区域 9,123.73 m ² うち森林（工事前 9,123.73 m ² 工事後 0.0 m ² ）		
太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項			第2面のとおり	
太陽光発電の設置の方法に関する事項			第3面のとおり	
太陽光発電事業の維持管理の方法に関する事項			第4面のとおり	
太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項			第5面のとおり	
太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項			第6面のとおり	

太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項

造成する土地の位置	田辺市中辺路西谷字松久保 958-3、958-10、958-11		<input type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の内容	山林の樹木を伐採し、現況地形に太陽光パネルを設置する。 雨水排水は、区域内に側溝を設置し林道の側溝へ放流、林道側溝から現況の流末となる谷筋へ放流となる。		<input type="checkbox"/> 別紙あり
	切土又は盛土をする土地の面積	0m ²	
	切土の土量	0m ³	
	盛土の土量	0m ³	
造成工事の期間	2020年 11月 1日から2020年 12月 31日まで		<input type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の工程	別添工事工程表のとおり		<input checked="" type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の施工前と施工後の土地の形質の変更の状況	山林の樹木を伐採し、現況地形に太陽光パネルを設置するため、切土及び盛土は行わず整地のみとする。		<input type="checkbox"/> 別紙あり
工事 施工者	住所	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-14	
	氏名等	株式会社エコライフエンジニアリング	
	電話番号	045-595-9102	

太陽光発電設備の設置の方法に関する事項

太陽光発電設備の構造	地上設置型		□別紙あり
太陽光発電設備の合計出力	495 kW		
太陽光発電設備の事業区域内の位置	田辺市中辺路西谷字松久保958-3、958-10、958-11		□別紙あり
太陽電池に係る事項	製造事業者名	ジンコソーラージャパン株式会社	
	型式番号	JKM395M-72H	
	設置枚数	1,890 枚	
	太陽電池の合計出力	746.5 kW	
	設置面積	9,123.73 m ²	
	角度	10 度	
パワーコンディショナーに係る事項	製造事業者名	HUAWEI	
	型式番号	SUN2000-63KTL	
	設置箇所数	8 箇所	
	出力	495 kW	
太陽光発電設備の設置工事の内容	伐木除根工、土工、排水工、植栽工、架台組立設置、太陽電池設置、電気工事		□別紙あり
太陽光発電設備の設置工事の期間	2021年 1月 10日から2021年 4月 10日まで		
太陽光発電設備の設置工事の工程	別添工事工程表のとおり		■別紙あり
工事施工者	住所	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-14	
	氏名等	株式会社エコライフエンジニアリング	
	電話番号	045-595-9102	

太陽光発電事業の維持管理に関する事項

発電期間	2021年 4月 11日から2041年 4月 10日まで			
周辺環境の保全のため達成することとした環境の構成要素に係る項目、数値及び測定頻度	太陽電池はテクスチャ加工・反射防止膜等の技術を使用し、南側道路等へ反射をしないように設置。マンセル値5pb2/2。 PCS変電設備は環境騒音に配慮し67dbの設備を採用し、10年に一度、現地での騒音状況を測定し管理を行う。			
設備の点検 事業区域及び太陽光発電	点検の項目	受電設備、太陽光電池発電所等	<input type="checkbox"/> 別紙あり	
	点検の頻度	月次、もしくは年次	<input type="checkbox"/> 別紙あり	
	点検予定業者等	住所	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-14	
		氏名等	株式会社エコライフエンジニアリング	
電話番号		045-595-9102		
事業区域の管理者	住所	東京都港区西麻布3-2-9サンライズ六本木4C		
	氏名等	合同会社BIO POWER JAPAN3		
	電話番号	03-6432-9591		
	管理内容	風雪雷雨等自然災害の監視、設備盗難の予防、フェンス等保護施設の破損確認など		
緊急時の連絡先	住所	東京都港区西麻布3-2-9サンライズ六本木4C		
	氏名等	オルタ、メンデス、ホルヘ、ルイス		
	電話番号	080-5862-7058		
その他の連絡先	住所			
	氏名等			
	電話番号			

太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項

廃止予定年月日	2041年 4月 11日	
太陽光発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の遮断 ・太陽電池モジュールの取り外し、架台の解体 ・分別保管 	
廃棄物の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準のとおりとする。 ・一般廃棄物の積替えを行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行う。 ・積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずる。 ・積替え場所には、ネズミが生息し、蚊及びハエその他の害虫が発生しないように留意する。 ・一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)を除き、行わない。 ・一般廃棄物の保管を行う場合には、以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に囲い(保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力安全であるものに限る。)を設ける。 ・環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨、その他の一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。 ・保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透並びに悪臭が発散しないように以下の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の保管に伴う汚水が生ずる恐れがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。 ・屋外において一般廃棄物は容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにする。 ・保管場所には、ネズミが生息し、蚊及びハエその他の害虫が発生しないようにする。 	□別紙あり

太陽光発電設備の撤	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の処理について 産業廃棄物は添付資料の物質が太陽光パネルに使用されています。廃棄する際は、中間処理施設にて太陽光パネルの分別を行い、アルミなどはリサイクルをおこなう。有害物質（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン）の溶出される危険性があるものは、管理型最終処分場へ、そうでないものは安定型最終処分場にて処理する。	□別紙あり
太陽光発電設備の撤去後の土地の整備方針	地表面の緑化は維持しつつ、樹木に関しては天然更新とする。	□別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の見積り	4,471,200 円	□別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法	運転開始時から積み立てを行う。	□別紙あり

太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項

①太陽光発電事業の実施に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容（事業区域内に森林がある場合は、当該森林が現に有する公益的機能からみて太陽光発電事業の実施により土砂の流出、水害等が発生することを防止するために講ずる措置の内容を含む。）	太陽光パネル設置後、裸地とせず種子吹き付けをおこなう事で土砂の流出を防止する。また、区域内に沈砂池を設置し土砂の流出を防止する。
②太陽光発電設備の構造強度を保持するために講ずる措置の内容	地盤調査結果に基づく構造計算により施設設置を行う。
③太陽光発電事業の実施に伴い生じる環境影響に対して講ずる措置の内容	土地利用について、伐採後は周囲の環境や防災に留意し、伐採後の地盤面には植生を行う。また工事中や設置後、雨水により区域外への濁水や土砂流出を防ぐため、側溝や沈砂池を設け維持管理を行う。
④事業区域に係る景観計画に定める良好な景観の形成のために講ずる措置の内容	太陽光施設について、周囲の景観に配慮し、施設の色や高さに留意しパネルの材質は低反射性、模様が目立たないものを使用する。色彩は周辺の景観と調和した濃紺色とし低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。 また、近傍の主要な施設からは対象事業区域を視認できる位置ではない。
⑤太陽光発電事業の実施に際して関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないために講ずる措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電事業の実施に関する条例 ・田辺市開発事業の指導要綱 ・森林法 ・景観法 ・土壌汚染法
⑥太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等その他太陽光発電事業に係る計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に係る計画との整合性を確保するために講ずる措置の内容	関係法令に準じた設計書どおりの施工を行うこととする。施工中、万が一のことや、現地が設計書と不一致な点が生じた場合は、関係課へ連絡、担当者との協議し、対応措置をはかることといたします。
⑧反射光による周辺の生活環境への影響に係る説明	太陽光パネルは低反射型を使用する